

地域医療・保健・福祉施策等の充実について

(新潟県市長会)

地域医療・保健・福祉施策等の充実強化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域医療の充実について

- (1) 救急医療体制や地域医療の維持・確保のため、産科、小児科をはじめとする医師・看護師の不足や地域間・診療科間の偏在を解消し計画的な医師等の育成・確保及び定着がなされるよう、医師に対する一定期間の医師不足地域への勤務義務化や、インセンティブ制度の導入や急性期機能の集約化を進めるため、いわゆる「下り搬送」が円滑に進む仕組みの構築など、実効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、地域医療構想の実現や医師確保対策において、地域の状況を踏まえ、独自の取組みを行う自治体に対し、必要十分な支援を講じること。

- (2) 過疎地域等において医療・介護体制の維持・確保に取り組む自治体に対し、財政支援を講じること。

また、持続可能な地域医療体制を構築するため、へき地等の診療所における管理者の常勤に係る例外的措置を一般制度化し、診療所を開設する自治体等の判断により適用できるようにすること。

- (3) 医療を取り巻く社会情勢の急激な変化に対応できず、多くの医療機関が経営の安定性を失いつつあることから、物価や人件費の変動を迅速かつ柔軟に診療報酬へ反映できる仕組みの構築や経営安定化に資する適切な財政支援措置を講じるとともに、厳しい経営状況が続く公的病院に対し、緊急支援パッケージの継続的支援や公立病院への普通交付税措置と同等の財政支援などを講じること。

また、不採算地区病院の運営経費に対する特別交付税措置の拡充や経営安定に不可欠な医療機器の更新等に対する財政支援制度を創設するとともに、医療提供体制推進事業に係る予算を十分に確保すること。

2 国民健康保険制度について

国民健康保険制度の安定的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、財政基盤の強化を図ること。

また、子育て世帯に係る保険料負担軽減策の更なる拡充を図ること。

3 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の持続的かつ安定的な運営のため、国庫負担割合の引上げなど、財政措置を拡充すること。
また、地域の特性に合った介護サービスを安定的に提供するため、実態に合った居宅介護サービスの基本報酬となるよう算定方法を見直し、次期報酬改定での改善を図ること。
- (2) 介護従事者の確保・育成及び処遇改善を図るため、財政措置の拡充、介護報酬の見直し及び地域の実情において市町村が独自に実施する人材確保等の取組みに対する支援制度の構築など、必要な措置を講じること。
- (3) 高齢者福祉施設の老朽化に伴う大規模な修繕や設備更新を計画的かつ適切に進めることができるよう、必要な予算を確保するとともに、要件を一層緩和すること。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業について、今後も高齢者の多様なニーズに対応するため、交付上限額の算定方法を見直すこと。
- (5) 令和9年度の介護報酬改定においては、介護職員の更なる処遇改善や介護サービス事業所の安定的な運営が図られるよう、物価高騰、全産業の賃金動向や地域事情を踏まえた報酬改定を行うこと。
また、物価や人件費の変動に応じて臨時改定が可能となる仕組みを構築すること。

4 少子化対策・子育て支援について

- (1) 不妊治療に係る経済的負担を軽減し、安心して治療が受けられるよう、保険適用年齢及び回数の制限を撤廃すること。
- (2) 安全かつ良好な保育環境を確保するため、保育士等の配置基準の更なる見直しや公定価格における保育士の処遇改善を図ること。
また、少子化傾向が続き、民間事業者による参入低下が懸念されることから、保育のセーフティネットとしての役割を維持するため、公立保育所や公立認定こども園の保育所部分に係る整備又は修繕について、就学前教育・保育施設整備交付金の対象とすること。
あわせて、放課後児童育成事業の充実を図るとともに、放課後児童クラブを安定的に運営できるよう、地域の実情や利用者の実態を踏まえ、当該クラブの年間開所日数が250日に満たない場合でも一律減額とせず、開所日数により段階的に減額すること。
- (3) 子ども医療費助成や妊産婦医療費助成など、全国一律に実施すべき総合的な子育て施策については、子育て世帯の経済的負担をナショナルミニマムに位置付け、自治体の財政力によって地域格差が生じることのないよう、国の責任において長期的に安定的な財源を確保して必要な措置を講じること。
- (4) 病児・病後児保育事業における現行の基準額では事業者の職員配置に見合った額となっておらず、人件費のみで報酬額を大きく上回る施設が多く、運営費を賄いきれていない状況があることから、現状を反映した基準額に見直すこと。

5 障がい者・保健福祉施策の充実強化について

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、国が交付要綱に定める補助率を確保し、市町村の超過負担等が生じないように、必要な財源を確保すること。
また、同法に基づく障害者相談支援事業や基幹相談支援センターを運営する事業は障害福祉サービスの根幹をなすものであることから、社会福祉法を根拠とする一般相談支援事業等と同様の取扱いとすること。
- (2) 身体障害者手帳の交付対象外である軽・中等度難聴者に対する補聴器購入助成制度を創設すること。
また、イヤーマールドなどの人工内耳に関する付属品を補装具費支給制度の対象とすること。
- (3) 障害児手当を含む障害者福祉サービスについても、児童手当同様、所得制限を撤廃すること。
- (4) 障がい者の生活圏域を拡大し、社会参加を促すとともに、経済的負担軽減を目的として多くの自治体において実施している移動支援策に対し、財政支援を講じること。
- (5) 生活保護受給者に対する冷房器具購入費の支給について、購入資金がないなど、その設置が真に必要と社会福祉事務所が判断した場合には、一時扶助費の支給が可能となるよう制度を見直すこと。
- (6) 民生委員・児童委員制度について、国民の理解が深まるよう、広報活動を行うとともに、当該委員の活動を支える体制の構築や活動費を現状に見合った額とするなど、担い手不足解消に向けた取組みを推進すること。
また、民生委員・児童委員の委嘱に当たっては、厚生労働大臣の委嘱決定までに時間を要しているが、前任者からの引継ぎなど、委嘱日前から活動している状況を踏まえ、委嘱日の遡及適用を可能とするなどの制度改正を行うこと。
- (7) 歯科口腔保健の推進に関する法律の基本理念に則り、地方自治体が実施している歯科衛生士の採用に対し、財政支援を講じること。

6 予防接種事業について

- (1) おたふくかぜワクチンを早期に定期接種として位置づけるとともに、骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該接種を定期接種として位置付けるなど、助成制度を確立すること。
また、定期予防接種のワクチンについて、国の責任において、希望する国民全てが安心して等しく接種できるよう、新ワクチン導入に伴う価格上昇分への財政措置を含め、必要な財源を確保すること。
- (2) 新たな定期接種ワクチンの開始や使用するワクチンの変更などの制度変更に当たっては、自治体予算編成や住民周知、医療機関との調整に十分な準備期間を確保できるよう、定期接種化の決定プロセスを確立するとともに、速やかな情報提供を行うこと。

7 環境・廃棄物対策の充実強化について

- (1) 廃棄物処理施設整備の計画的な実施に向けた施設の統合、更新、建設については、循環型社会形成推進交付金所要額を確実に確保するとともに、既に廃炉となった廃棄物処理施設の解体工事費についても、同交付金や交付税措置の対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 湿地帯の湖の水質浄化対策等を図るため、富栄養化した底泥を取り除くなど、環境保全を目的とした浚渫事業に対する財政支援を講じること。
また、緊急浚渫推進事業の対象に湿地帯の湖を加えること。
- (3) 不燃物処理施設における、リチウムイオン電池が原因の発火・発煙事故を防止するため、製造や輸入事業者に（一社）J B R Cへの加入を義務付け、一括回収等するとともに、混入したリチウムイオン電池を機械選別できるよう、I Cチップ等を内蔵させることを義務付けるための法整備を行うこと。
また、リチウムイオン電池等の処分に係る人件費、設備投資の経費について、財政支援の対象とすること。